

## 第1部 総則

- 第3章 被害軽減とまちの再生に向けた目標（減災目標）
  - ・震災対策の減災目標（首都直下地震による死者0（ゼロ）を目指す）
  - ・風水害対策の減災目標（大規模水害による死者0（ゼロ）を維持する）

## 第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策）

- 第2章 区民と地域の防災力向上
  - ・自助の備え、防災に対する意識啓発、防災教育・防災訓練等による区民の防災力向上
  - ・区民、地域、区、事業所等による協議会・情報連絡体制の確保や消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会、町会・自治会への参加促進

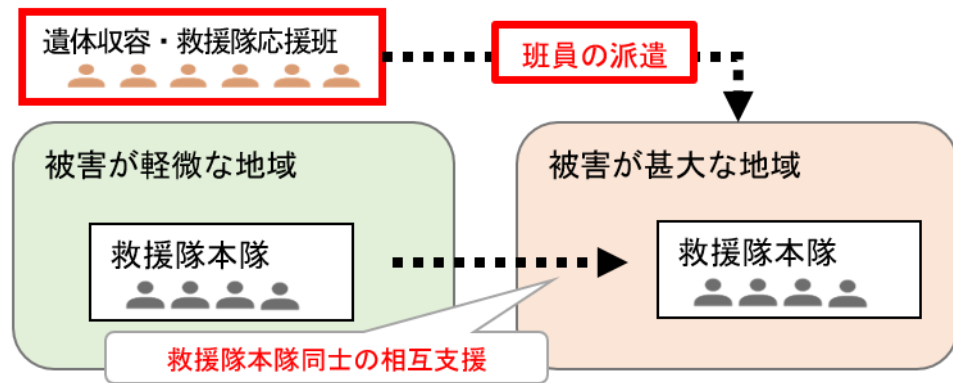
- 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
  - ・区、都及び防災関係機関による自立・分散型電源の設置、コージェネレーションの導入やLP ガスの活用促進

○防災拠点の約72時間稼働可能な非常用発電機の整備

施設名	設置年度	施設名	設置年度
高井戸地域区民センター	平成24年度	西荻地域区民センター	令和2年度
井草地域区民センター	令和元年度	阿佐谷地域区民センター	令和3年度（予定）
荻窪地域区民センター	令和元年度	高円寺地域区民センター	既設置済。大規模改修に併せて容量拡大
永福和泉地域区民センター	令和元年度		

- 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化
  - ・初動及び班別行動マニュアルの整備・更新、応援職員情報の整理等による災対本部や初動態勢整備
  - ・業務継続計画の更新、関係機関との情報共有体制構築、協定の実効性確保等による業務継続体制の確保
  - ・旧杉並中継所跡地の活用、指定管理者制度導入施設等の災害時における取組の推進による防災拠点の充実

○被害状況に応じた救援隊本隊の「共助」



- 第7章 医療救護・保健等対策
  - ・新型コロナウイルス感染者等の専用避難先や衛生班・各保健活動班の対応強化による医療救護部の活動の在り方の検討

- 第9章 避難者対策
  - ・震災救援所等の指定・整備、震災救援所運営管理標準マニュアルの改訂、震災救援所・第二次救援所・福祉救援所の連携体制の具体化、避難施設間の避難者受入体制の構築
  - ・感染予防対策物資の備蓄、感染防止対策標準マニュアルの作成、避難者の受入体制等の検討による新型コロナウイルス感染症対策

○感染予防対策物資の備蓄 【新たに追加した物品（震災救援所1カ所あたり）】

物品名	数量	物品名	数量
フェイスシールド	30個	医療用ガウン	50着
ゴム手袋	200双	非接触式電子温度計	3本（学校共用を含む）
次亜塩素酸漂白剤	2本	非接触式電子体温計	1本
手指消毒剤（500mℓ）	1本	テント型プライベートルーム	2～4張
手指消毒剤（800mℓ）	6本	要配慮者用テント※	1張
手指消毒剤（1ℓ）	4本	ワンタッチ式テント	2張
防護服セット	1式	電子体温計	5本

※令和2年度から令和3年度にかけて2カ年計画で配備予定。

- 第10章 物流・備蓄・災害拠点倉庫及び災害備蓄倉庫の整備や都の寄託物資の活用等による避難者3日分の食糧の区内備蓄の推進

輸送対策の推進

○食糧の区内備蓄の推進（食料備蓄方針の改正）

	発災1日目	発災2・3日目	発災4日目以降
対応方法	○区の食糧備蓄分で確保(1日分)	○区内に保管している都寄託物資分(1日分)または区備蓄増分(1日分)等で確保	○国、都道府県、民間事業者等の調達物資で対応
備蓄場所	○主に学校防災倉庫で備蓄（不足分を災害備蓄倉庫） ○その他、スクラム自治体、民間協定団体等からの支援を活用	○災害拠点倉庫（旧杉並中継所）及び災害備蓄倉庫で備蓄 ○その他、スクラム自治体、民間協定団体等からの支援を活用	—

- 第12章 住民の生活の早期再建
  - ・り災証明書の発行体制の構築、住家被害認定調査の体制強化及びり災証明書発行の迅速化、応急危険度判定結果等活用の検討の実施
  - ・仮置場の検討、関係機関との連絡体制の整備、区災害廃棄物処理計画の策定による災害廃棄物処理体制の構築

### 第3部 施策ごとの具体的計画（風水害予防対策）

#### ■第2章 風水害対策における到達状況、課題、対策の方向性等

- ・「垂直避難」「家庭内備蓄の推奨」「排水溝清掃の励行」等、家庭内での防災対策を普及啓発することで事前の風水害対策の実施率100%を目標
- ・避難確保計画の作成等の着実な推進による災害時要配慮者等の人的被害の発生を防ぐための「共助の仕組み」の構築

#### ■第3章 区民と地域の防災力向上

- ・区民は、「自らの命は自らが守る」意識を持つことや、「自らの判断で避難行動を実施する」などの災害に備えた「自助の取組」を実施
- ・洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の事業所における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施や地域住民との連携訓練の推進による事業所防災体制の強化
- ・浸水予想区域、水害に対する備え、水害発生時の行動などの水防に関する知識の普及活動や防災教育等を推進

#### ■第4章 安全な都市づくりの実現

- ・豪雨対策計画を基本とした河川・下水道の整備や流域対策や雨水流出抑制施設の整備、水害ハザードマップの作成及び公表、東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組等による豪雨対策の推進
- ・土砂災害ハザードマップの作成及び公表、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設に対する措置等による土砂災害の避難体制の整備

#### ■第6章 応急対応力、広域連携体制の強化

- ・風水害時の非常時優先業務を絞り込むことによる業務継続計画の策定の検討
- ・被災自治体に派遣した区職員の情報を整理した災害対応経験者リストの作成
- ・水防活動や避難判断に必要な河川水位や雨量を監視する水防情報システムの改修

#### ■第7章 情報通信の確保

- ・キャッシュサイトを活用するなどのホームページのアクセス集中対策の実施

#### ■第9章 避難者対策

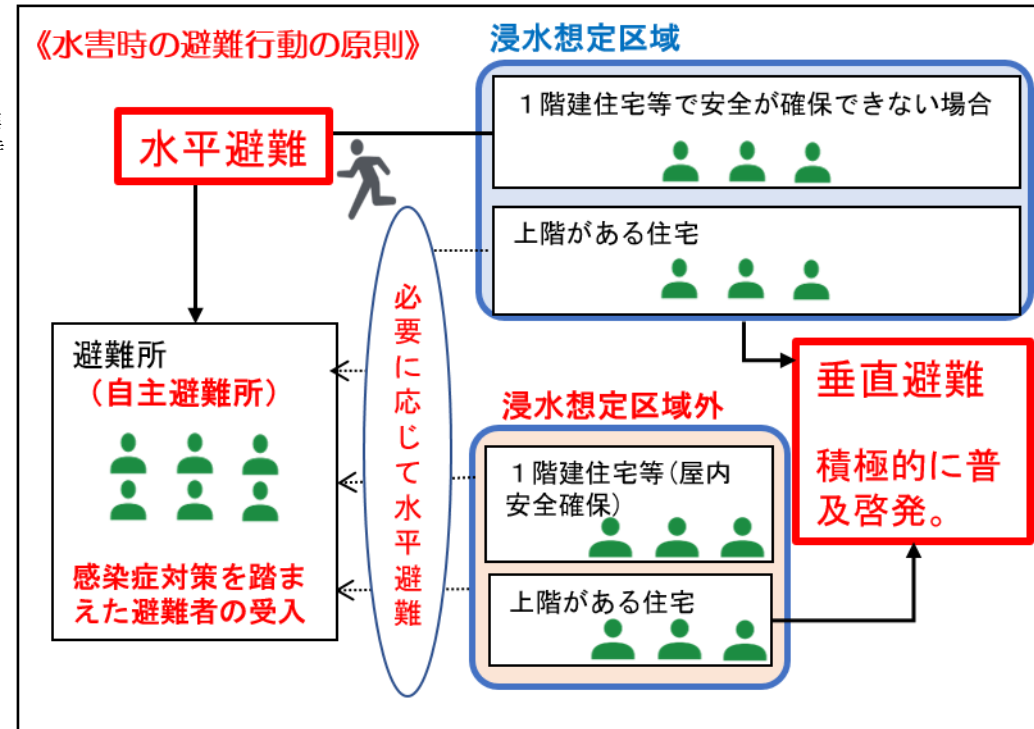
- ・「福祉関係者、関係団体と連携した災害時要配慮者の避難体制の検討」「警戒期における避難行動の周知」「東京マイ・タイムラインの普及・作成支援による避難体制の整備」を実施
- ・「自主避難所、指定緊急避難場所、指定避難所などの定義設定」、「指定管理者制度導入施設等における避難施設の指定」「都立高校等の避難所活用」による避難施設の充実
- ・水害時避難所隊行動指針等の見直し、避難者の受入体制等の検討による新型コロナウイルス感染症対策の実施

#### ■第10章 物流・備蓄・輸送対策

- ・平成30年7月豪雨等の対応と経験や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた物資の追加備蓄による備蓄品の充実

#### ■第11章 住民の生活の早期再建の推進

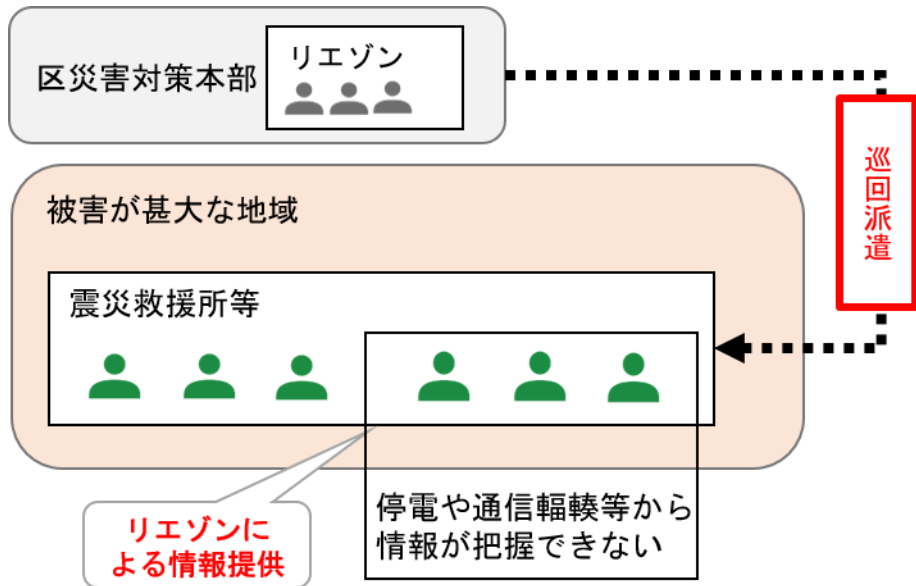
- ・「住家被害認定調査や被災証明書発行体制等の庁内体制の整備」「航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用等により被災証明書の発行」の実施
- ・「大規模災害発生時の区民生活環境の保全と公衆衛生の確保」「早期の復旧・復興を実現するための災害廃棄物処理計画の作成」



第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)

■第4章 応急対応力、広域連携体制の強化

- ・区災害時受援・支援計画に基づいた防災関係機関等への応援協力・派遣要請の実施
- ・復興対策の準備を行う震災復興準備室の設置



■第5章 情報通信の確保

- ・区、都、消防署、警察署等による情報通信連絡体制での警報及び注意報の共有
- ・震災救援所、補助代替施設、一時滞在施設への特設公衆電話の設置による区民等の通信手段の確保
- ・被災者からの相談窓口の設置による被災者ニーズの把握

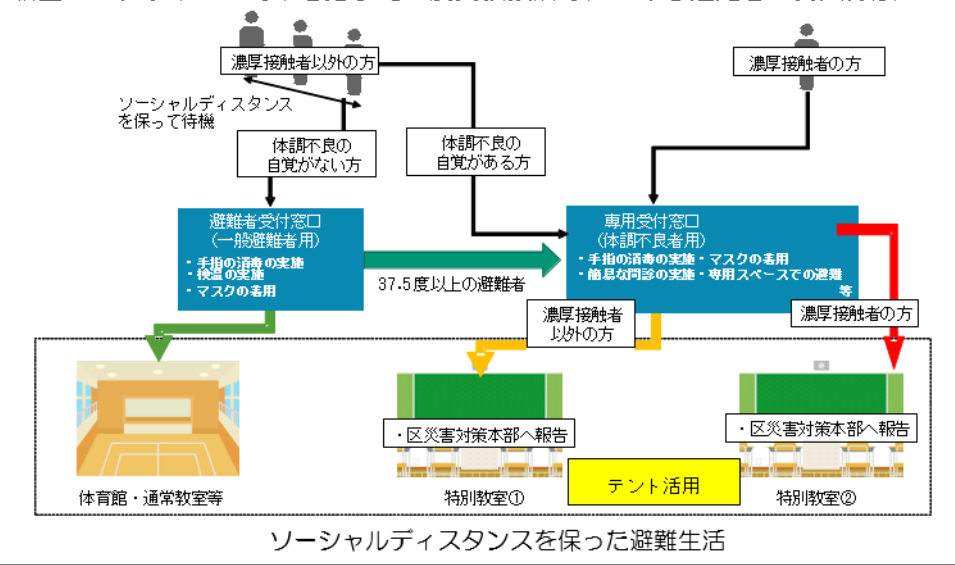
■第7章 帰宅困難者対策

- ・駅周辺の事業者や地域が連携した「駅前滞留者対策連絡会」による駅周辺での混乱防止
- ・情報提供や一時滞在施設等への案内・誘導による集客施設及び駅等での帰宅困難者保護
- ・施設管理者による一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入の実施

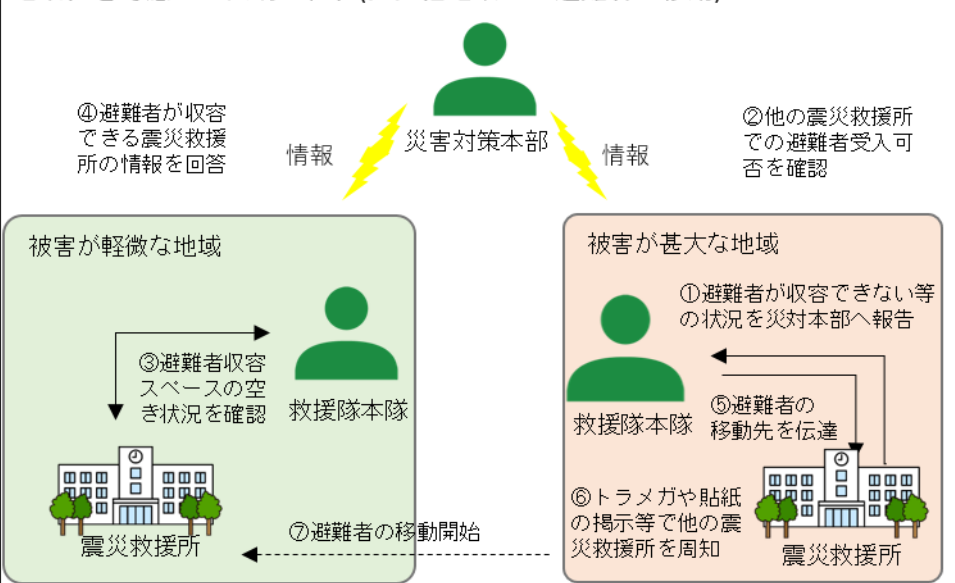
■第8章 避難者対策

- ・避難勧告等の発令、関係機関と連携した避難誘導による避難住民の安全確保
- ・震災救援所、第二次救援所、福祉救援所等の開設・運営による被災者の救援・救護
- ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発、車中泊者等の状況把握・支援及び報告の実施
- ・震災救援所における受付窓口の区分け、専用スペースの確保、その他感染拡大防止対策による新型コロナウイルス感染症対策の実施
- ・震災救援所で被災者を受入れることができない場合の被災していないもしくは被災の程度が小さい地域への移送

新型コロナウイルス対策を踏まえた震災救援所等における避難者の受入方法



地域性を考慮した共助の仕組み(区内他地域への避難者の移動)



## ■第1章 住民の生活の早期再建

- ・り災証明書を迅速に交付する自己判定方式の採用や調査計画の策定及び住家被害認定調査を踏まえた、り災証明書の発行

## 第2部 災害復興計画

### ■第2章 災害復興体制の整備

- ・区災害復興本部の設置や震災復興体制の整備に係わる留意点により復興施策を長期的視点に立つて計画的に実施

### ■第3章 震災復興計画の策定

- ・復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする杉並区震災復興基本方針の策定
- ・杉並区震災復興基本方針や区民意見に基づいた震災復興計画の策定
- ・都市の復興、住宅の復興、産業の復興の分野における個別の復興計画の策定

## 第3部 南海トラフ地震等防災対策

### ■第1章 対策の考え方

- ・南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波等の想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、杉並区における対策は、震災・風水害編及び震災編の対策で推進

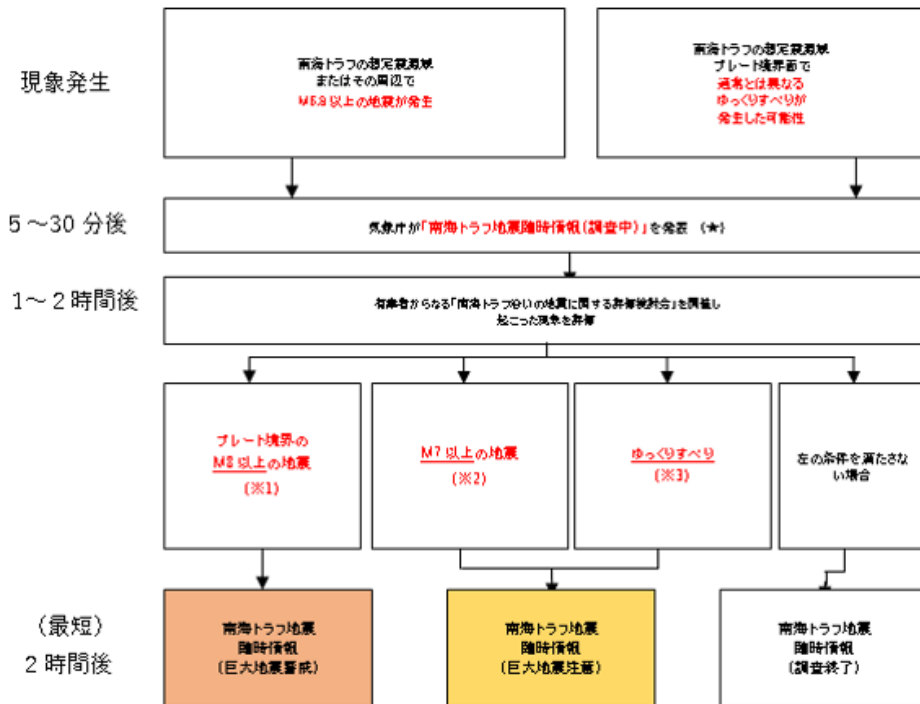
### ■第2章 南海トラフ地震等防災対策の事前の備え

- ・区及び防災関係機関による南海トラフ地震についての教育や広報等の実施

### ■第3章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

- ・南海トラフ地震に関連する情報の種別や区内震度に応じて災害即応態勢又は非常配備態勢の確立
- ・区及び防災関係機関による南海トラフ地震臨時情報の伝達
- ・区民に対する南海トラフ地震臨時情報の周知及び安全対策の呼びかけの実施
- ・防災関係機関と協力した南海トラフ地震臨時情報の発表による混乱防止対策の実施

## ○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



## 第4部 降灰対策

### ■第1章 対策の考え方

- ・富士山が噴火した場合、区内においても降灰の被害が予想されているため、富士山の噴火から生じる降灰対策を実施

### ■第2章 具体的な取組【予防対策】

- ・区民、事業者等に対して降灰対策の防災知識の啓発を実施
- ・防災市民組織に対して降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項及び降灰被害発生時の支援体制の整備の啓発を実施
- ・事業者に対して降灰被害を想定した自衛消防隊の活動能力の充実及び強化の啓発を実施

### ■第3章 具体的な取組【応急対策】

- ・降灰状況の調査及び降灰に関する情報の通報・伝達・周知の実施
- ・警備活動又は通行禁止、一方通行等の交通規制の要請
- ・区及び防災関係機関による道路施設の被害調査及び復旧対策の実施
- ・鉄道事業者による鉄道施設の被害調査及び復旧対策の実施
- ・電気施設、水道施設、通信施設における応急対策活動の実施
- ・降灰の集積場所の確保及び宅地等における降灰の収集方法等の周知
- ・降灰の回収・運搬・処分等の実施

## 第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)

### ■第4章 応急対応力、広域連携体制の強化

- ・区及び防災関係機関の態勢や水防活動の実施
- ・交通規制態勢、交通情報の収集、交通規制措置等災害時における道路交通の確保
- ・区災害時受援・支援計画に基づいた防災関係機関等への応援協力・派遣要請の実施

○避難所(23箇所)

No	自主避難所又は指定避難所	開設順	No	自主避難所又は指定避難所	開設順
1	菰窪地域区民センター	A	14	東田小学校	E
2	杉並会館	A	15	桃井第三小学校	E
3	杉並第二小学校	B	16	菰窪小学校	E
4	和田小学校	B	17	高井戸小学校	E
5	大宮中学校	B	18	堀之内小学校	E
6	久我山会館	C	19	阿佐ヶ谷中学校	E
7	高井戸東小学校	C	20	菰窪中学校	E
8	方南小学校	C	21	松ノ木中学校	E
9	杉並第一小学校	D	22	泉南中学校	E
10	中瀬中学校	D	23	高井戸第三小学校(新規)	E
11	四宮小学校	D	-	桃井第一小学校(新規)	F
12	永福小学校	D	-	高井戸第二小学校(新規)	F
13	杉並第三小学校	E	※他の区立施設・小中学校(震災時の救援所及び第二次救援所の活用)		

※避難所の開設は、原則「開設順」のアルファベットごとに開設する。(Cの土砂災害指定避難所を除く)開設順のC～Fの避難所については、避難者数や降雨の状況等に応じて判断し、開設する。

○気象情報と区の体制等

気象庁等の情報			区の体制	区の発令情報	区民がとるべき行動	
危険度分布	相当する警戒レベル	警戒レベル			警戒レベル	
大雨特別警報	極めて危険	氾濫発生情報	5相当	緊急安全確保	5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる。
土砂災害警戒情報	極めて危険 非常に危険	氾濫危険情報	4相当	避難指示	4	速やかに避難
大雨警報 洪水警報	警戒(警報級)	氾濫警戒情報	3相当	高齢者等避難	3	避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難
大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報	注意(注意報級)	氾濫注意報	2相当		2	ハザードマップ等で避難行動を確認
早期注意報				職員の連絡体制を確認	1	災害への心構えを高める

### ■第7章 避難者対策

- ・高齢者等避難、避難指示の発令及び発令に伴う区民に求められる避難行動の周知の実施
- ・神田川、妙正寺川、善福寺川や土砂災害警戒区域周辺への避難勧告等の発令基準による判断
- ・警察、消防と連携した避難誘導の実施

- ・洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等における施設利用者等の安全を確保の対応
- ・避難所の開設運営による被災者の救援・救護の実施
- ・避難所における受付窓口の区分け、専用スペースの確保、その他感染拡大防止対策による新型コロナウイルス感染症対策の実施

○立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

避難勧告等	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</li> <li>・要配慮者とその支援者以外の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、土砂災害警戒区域や河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所へ立ち退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。(避難指示(緊急)の発令が発令された場合)</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・区が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>

### ■第9章 住民の生活の早期再建

- ・迅速な処理体制を整備したごみ処理の実施
- ・区災害廃棄物処理計画に基づいたし尿処理の実施
- ・区に寄託された義援金及び都委員会から送付された義援金の受付・保管・支給の実施
- ・り災証明書を迅速に交付する自己判定方式の採用や調査計画の策定及び住家被害認定調査を踏まえた、り災証明書の発行